2012年2月 17日

国立大学法人大阪大学
学長　平野　俊夫　殿

徳島大学教職員労働組合
委員長代行　　樋浦　明夫

国立大学法人大阪大学の不当労働行為に対する抗議書

日々、国立大学法人大阪大学の公正な発展のためにご尽力のことと拝察いたします。

さて、大阪大学教職員組合および大阪大学箕面地区教職員組合からの報告によりますと、2008 年 5 月以降、大阪大学では組合との団体交渉について、開催時間や開催場所を限定することを組合に対して一方的に強要してきたとのことでが、これは明らかな不当労働行為に該当します。この件に関して、2011 年3月 15 日に大阪府労働委員会は大阪大学当局の不当労働行為を認定し、救済命令を出したとのことです。これはきわめて妥当な判断であるにもかかわらず、貴職はその救済命令を不服として中央労働委員会に再審査の申し立てをおこない、さらに両組合に対して労働委員会の救済命令の履行すら拒否したと聞いております。

こうした対応は、労働法規の基本原則を蹂躙する極めて異常なものであり、順法精神に則り社会に模範たるべき立場にある国立大学法人として許されることではありません。今後、事態が長引くほど、大きな社会的批判の対象となるものと予想されます。私たちとしましても、労働者軽視・労働法規無視が現在のような格差社会と不況の元凶となっていることに鑑み、貴職の対応について重大な関心を持って注視しております。これまでの貴職の不当労働行為および労使交渉における貴職のこれまでの不誠実な対応に強く抗議するものです。

これまでの一連の対応は前学長時代になされてきたものと伺っておりますので、是非貴職の正しいご見識の上に、中央労働委員会への再審査申し立てを取り下げ、大阪大学教職員組合および大阪大学箕面地区教職員組合に対して自らの不当労働行為を認める主文を手交した上で、両組合との相互信頼関係の構築にむけた真摯な話し合いがなされることを切望します。

以　上